

平成 28 年 4 月 21 日

「年金FAQs」に解説を付けました！

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構

年金シニアプラン総合研究機構（東京都港区、理事長 西村周三）では、年金に関する普及啓蒙の一環として、当機構のホームページに「年金FAQs」を掲載しているところです。

年金に関する様々な疑問に対して、短時間で要点をご理解いただけるよう、1問当たり 100 文字以内でお答えしています。

ただし、これだけでは必ずしも十分なお説明にならないことから、このたび、各回答に、解説を付けました。

解説も、簡潔にご説明するため、各解説は 1 ページ以内としています。また、適宜外部リンクを活用し、関係機関が公表している資料をご参照いただけるようにしています。

なお、解説の内容は極力正確を期していますが、意見にわたる記述を含むものがあることから、当面は試案と位置づけています。閲覧者各位からのご意見などを踏まえ、今後さらに改善していきたいと考えています。

「年金FAQs」は、年金に関する正しい知識を簡便な形で広く普及し、年金に対する理解の促進に寄与するとともに、当機構で実施している年金ライフプランセミナーを補完することを目的としています。

「年金FAQs」は、年金シニアプラン総合研究機構の以下の URL から、無料で閲覧いただけます。

<http://www.nensoken.or.jp/faq/pdf/faqs02.pdf>

【お問い合わせ】

〒108-0074 東京都港区高輪 1 丁目 3 番 13 号 NBF 高輪ビル 4 階
公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構
(担当) 総務企画部 朝緑 岡村
(電話) 03-5793-9411 (E-Mail) soumubu@nensoken.or.jp

A01【質問】そもそも年金とは何？

【解説】年金は社会保障の一環にある制度です。社会保障とは、「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの」（社会保障制度審議会「社会保障将来像委員会第1次報告」（平成5年））とされています。



病気やけが、事故による障害、失業その他による生活困窮、そして何より死亡といった人生の様々なリスクに応じて、種々の社会保障制度があります。年代ごとに想定される社会保障制度との対応関係については、例えば、[平成24年版厚生労働白書](#)の34ページにあるコラム「ゆりかごから墓場まで」をご覧ください。

年金制度は、このうち、高齢、障害、死亡の3つの事象に対して、それぞれ、老齢年金、障害年金、遺族年金として定期的に現金を受け取ることができる仕組みです。一般に、高齢になると働いて生活費を得るのが難しくなります。障害者になっても同様に働くことが困難になるほか、補装具や介護などの費用がかかります。一家の働き手が亡くなると、残された家族が路頭に迷うことになりかねません。年金はこれらのリスクに備えるものであるということが出来ます。

年金の額は字義通り年額で表されることが多いのですが、実際には2か月ごとに年額の6分の1が支払われます（1円未満切捨て、ただし切り捨てた端数の年間合計が1円未満を切り捨てて2月の支払期に支払われます）。支払いは銀行振込みの方法によることが通常です。

E04【質問】 保険料の免除を受けた場合の老齢基礎年金は幾らになるの？

【解説】 老齢基礎年金は、保険料納付期間に比例する定額の年金です。国民年金保険料の免除を受けた場合、その期間は免除割合に応じて、1/2（全額免除）、5/8（3/4 免除）、3/4（半額免除）、7/8（1/4 免除）を、各免除を受けた期間の月数に乘じ、これを、保険料を全額納付した月数に加えて、保険料を算定する月数とし、年金額を算出します。これは、基礎年金の 1/2 は国庫負担で賄われるため、保険料で賄われる残りの 1/2 について、それぞれ免除割合を乘じて算出するためです。

：国庫負担、：保険料負担として、次のように算出します。

年金額 = 780,900 円 × 改定率

$$\times \left[\begin{array}{c} \text{全額免除} \\ \text{の月数} \\ \times (1/2) \end{array} + \begin{array}{c} \text{3/4 免除} \\ \text{の月数} \\ \times (5/8) \end{array} + \begin{array}{c} \text{1/2 免除} \\ \text{の月数} \\ \times (3/4) \end{array} + \begin{array}{c} \text{1/4 免除} \\ \text{の月数} \\ \times (7/8) \end{array} + \begin{array}{c} \text{全額納付} \\ \text{の月数} \end{array} \right] \div 480$$

ただし、国庫負担割合は、平成 20 年度までは 1/3 でした。そこで、免除を受けたのが平成 21 年 3 月以前であった場合は、上記の割合に代えて、1/3（全額免除）、1/2（3/4 免除）、2/3（半額免除）、5/6（1/4 免除）を各免除期間の月数に乘じます。

なお、保険料全額納付月数が 480 月未満で、これに 3/4、半額又は 1/4 免除を受けた月数を加えると 480 月を上回る場合、上回った月数の 1/8、1/4 又は 3/8（平成 21 年 3 月以前の月は 1/6、1/3 又は 1/2）が算入されます（合計算定月数 480 が限度）。

J02【質問】年金は将来破たんする！？

【解説】年金の危機を煽り立てる言説が、マスコミ、ジャーナリスト、一部政治家などから発せられることがあります。しかし、その多くが、誤解によるか、そもそも根拠があいまいです。

これは、それだけ年金が国民の生活に頼りにされていることの反面でもあります。年金の危機を訴えれば、他のテーマで訴えるのと比べて、注目され、「売れる」のです。すなわち、視聴率、購買部数、知名度のアップが目的であることが多いのです。しかし、このような態度は、国民の公的年金に対する信頼を土足で踏み台にして、自己の利得を図ろうとするものであるといっても過言ではありません。

破たんというのは、物騒な意味合いの言葉ですが、その定義が明確ではありません。それを安易に使うことは、こういったマスコミ等と同じ姿勢につながります。

平成26年財政検証では、経済状況の低迷が続くと、将来積立金が枯渇する可能性が示されています。その場合は、完全賦課方式に移行するとされています。ただし、法律上は、5年以内に所得代替率が50%を下回ることが見込まれるに至った段階で、政府は、給付と負担のあり方について検討を行い、所要の措置を講ずることが規定されています。

これまでも、人口や経済状況の変化などを踏まえ、給付と負担に関係する様々な制度改正が行われてきました。しかし、そのことをもって、年金が破たんしたことにはならないでしょう。これからも制度改正は続くと考えられます。マスコミ等の情報の受け手である国民には、年金に対する正しい知識をもって、冷静かつ建設的に対処することが求められます。